

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	再開発会社の事業終了の認可
概要	再開発会社は、市街地再開発事業を終了しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第50条の15第1項
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 ・ 申請書に事業の終了を明らかにする書類を添付されていること。(都市再開発法施行規則第16条の3第4項)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html</a>
備考	